

『Pretty Woman 事件』(Cambell v. Acuff-Rose Music ,Inc.)

<サブ発表資料>

1. 本判決について

以下の理由により、妥当でないと考える。

- ・本判決による「パロディ」の定義・規範は、一般通念から離れている感があり、恣意的な手法による判断である。
- ・本ケースにおいてフェアユースと認めることは、原作品の権利者の保護される期待を著しく奪うものである。

2. 上記理由に至った疑問点

(以下、ページ数の表示は、本判決和訳判決文のページ数をさします。)

2-1.パロディの定義について

- ・Nelson 判事「別のモノと並行して歌われる歌」(P8)
- ・現代辞書「喜劇的な効果又は嘲笑のために、ある著者や作品の特徴的なスタイルを模倣している文学又は芸術作品」(P9)
- ・本判決「先行者の作品を解説する新たな作品」であり、「批判的要素」をもつ。(P9)
「引用と嘲笑の合体である」(P10)

⇒共感しえない。批判的要素、嘲笑を含むパロディとはなにか？具体例は？

(パロディは面白くはあっても、それが何かを批判・批評する意味を実態として含んでいるものがどれだけあるのか？)

⇒通常一般の意味より、批評に並ぶ崇高な地位にしようと、不自然な定義にみえる。

2-2. 最高裁と控訴審における検討の比較で見る違和感

最高裁と控訴審のフェアユース解釈を比較すると、以下の通りである。

最高裁においても、結局のところ要素の一つである(1)利用目的に重きを置いているように見え、控訴審への指摘と矛盾しているように見える。

左;要素	控訴審	最高裁
(1)利用目的	「控訴審の多数は～原曲に対する批評を見分けることに困難を感じた～」⇒ <u>パロディ目的</u> とは明に判断せず(商業使用目的)	当審は～批判的要素を見出すことに～困難さは感じない。(P10) ⇒批判的要素を持つ <u>パロディ目的</u> と判断した▲1
(2)性質	本件では重要性薄い	本件では重要性薄い(P12)
(3)量、実質性	量だけでなく、質や重要性の考慮が必要。本件は横取り可能性のある過剰コピー	パロディ目的を考慮すると過剰とは理解できず差し戻す(P12,13) ▲2
(4)潜在市場や価値への影響	(1)を理由に <u>アンフェアユース推定</u> (根拠で最高裁判例)、被告に立証責任を課す(被告、影響認める)	パロディ目的に <u>フェアユース推定</u> を付与し、原告に立証責任を課す(原告からの市場証拠なし) ▲3

- ▲1・・・「批判的要素」を感じ取れるか否か、裁判官の恣意的判断では困る。
- ▲2・・・控訴審では、そもそもパロディ目的と認定していないので、この指摘には意味がない。(単なる商業目的で、引用に留まらず、過剰であった)
- ▲3・・・パロディの批評による市場影響を許容して、かつ、横領に当たる場合は否定。しかし、潜在市場をより広く見るならば横領される可能性は十分あるはず。
 - ・・・フェアユースが抗弁である以上、立証責任はフェアユースを主張する側が負うべきでないか。疑問である。

2-3.主観的要件は一切問わなくて良いのか (P20)

フェアユースの成否を判断にするにあたって、侵害者とされている者の心理(善意・悪意)にはそれほど障害とならないとしている。しかし、本ケースのような居直りの抗弁を認めてよいのだろうか。本件のような経緯においても、認めてよいのか。(権利者が正当な利益を受けられそうだった機会まで奪ってしまう)

Q:別途、慰謝料請求できそうか?

2-4.人格権の保護について言及はないのか

- ・ 日本では、人格権により同一性保持権が著作者に帰属しているので、今回のようなパロディ使用は当然に著作者により制限できる。
- ・ 人格権保護でパロディという文化は死ぬのか? 栄えないのか?
 - ⇒パロディを許容するか否かは、著作権者にゆだねるというだけである。
 - ⇒著作権者の意に反して、改変されたパロディ作品が文化的発展に期するのか。

3. 感想・考察

本判決により、米国フェアユースという著作権制限の一般規定というものが非常に解釈が難しく、判りづらい制度であると感じた。その判断手法や、要素の検討は著作物が何であるか、用途や目的が何であるかなどのケースごとに大きく変わってくる可能性があることを示された。そして、結論の是非はつねに裁判でのみ決する。

企業実務法務側としては、このような条項では非常に現場で適用しづらいと考える。権利侵害と思われる相手方からフェアユースを主張された場合、その主張を完全に無力化するためには、裁判という手段となるであろうし、逆に、こちらがフェアユースの主張をする場合も慎重でなければならない。

もともと、一般規定というのは民法の契約の「信義則」のように、条理を盾に取った最後の手段ともとれる。だからこの条項をビジネスの世界で活用していくという考えはナンセンスなのかもしれない。

とはいえ、一方では、Google Bookや、海外TV番組の通信サービス、ビデオレコーダー等著作物を活用・コントロールして、暮らしを豊かにする製品やサービスが増えてきている。著作権法がこういった利益や技術の促進の結果で得られることを無碍に否定してしまうことはもったいない話である。

やはり、フェアユースは単なる一般規定なのではなく、それ以上の具体制と予見可能性をもった制度にすべきであると考える。

具体的には、経産省のバイドール法（産業技術力強化法）に基づいた契約ガイドラインのように、どのような利用類型であるかによって、フェアユース（著作権侵害にならない）になるかの例や方向性等を表やマトリックスなどで示すべきである。

この点、日本で今行われている文化審議会著作権分科会法制問題小委員会「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」（H22年4月）では、以下のABCの類型を検討している。（まだ議論中のことで、これに限らないが）

<利用累計>

A「その著作物の利用を主たる目的としない他の行為に伴い付随的生ずる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの。」

→例；写真やビデオ撮影時の周辺写り込み

B「適法な著作物の利用を達成しようとする課程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの。」→例；企画段階における中間作成

C「著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用。」

→例；技術研究目的や検証目的の一時利用のみである場合、検索エンジンサービスの複製表示、著作物の複製を伴うネットワークサービス、リバースエンジニアリング等

以上のものであれば、現行の著作権制度にある著作権者人格権とも、大きな矛盾もなく、実質的な権利侵害の影響が及ぶ可能性も低いと考えられるのではないかとの議論がある。単なる一般規定よりは、このような類型が加われば適用範囲がより明確にはなるが、Cのような多くのケースが考えられるようなものもあり、混乱を来さないためにも、どのような利用目的によるどのような複製行為までであれば著作権侵害とまではならないのか、さらなる明確化の議論が必要に見える。

4. 「パロディ」と類似の表現行為の検討

(出典：Wikipedia)

「パロディ」に近い概念として以下のような言葉が、映画・音楽・ゲームプログラム等の分野の作品において用いられる場合がある。これらの作品の取り扱いのパロディとどう異なってくるのか。

- (1) オマージュ
- (2) カバー
- (3) トリビュート
- (4) リメイク
- (5) コラージュ

(1) オマージュ (仏:hommage)

オマージュは、リスペクト (尊敬) や敬意のことをいう。

(騎士の臣従礼をも指す。)

「芸術や文学においては、尊敬する作家や作品に影響を受けて、似たような作品を創作する事。また作品のモチーフを過去作品に求めることも指す。」

(検討)

⇒オマージュ行為は、パロディとも違う点は原作品に対して「嘲笑・批判的要素」でなく、尊敬や敬意といった感情を基に、原作品を思わせる類似の表現を自己の作品に取り入れる行為である。

但し、パロディのように原作品そのものより、「一部のシーン」や「手法」など、権利として著作物として保護されるかどうか曖昧な部分を引用するような場合が多い。

(KILL BILL はオマージュといえるだろうか?)

実際として、侵害される権利があるのか想定しづらく、パロディ議論とは異なる。

(2) カバー (Cover)

カバーとは、ポピュラー音楽の分野では、過去に他のアーティスト（演奏家・歌手など）が録音した曲を演奏・歌唱して発表することである。元は代役を意味する言葉であった。cover から、“カヴァー”とも呼ばれる。

(検討)

⇒原作品のコピー（歌い手が別人）の場合もあれば、アレンジが加わる場合もある。原作や歌詞が変わらない以上は、本件パロディで言う「批評的要素」が入る余地はなく、パロディとしてのフェアユース認定の可能性は少ない。

* 日本の場合、音楽カバーは権利者団体の JASRAC に申し立てすれば許可が下りる。

(3) トリビュート (Tribute)

トリビュートとは「称賛・賛辞・尊敬・感謝」といった意味をいい、音楽活動でよく用いられ、自分自身に大きく影響を与えたり、尊敬していたり、あこがれの存在であったりするアーティストに対して敬意を表すアルバムとして表現される場合がある。

* 必ずしも単なるカバー曲集ではない。

* ミュージシャン以外でも手塚治虫やアイルトン・セナのトリビュート・アルバムが製作されたこともあった。

* 決して追悼という意味でもない。

(検討)

⇒トリビュートは、特定人物への「称賛・賛辞・尊敬・感謝」の思いを込めた表現行為をさすものである。特段、原作品があることを前提としない。単なるカバーとなる場合は、(2)での検討のとおりである。

(4) リメイク (英語: re-make)

リメイクは、過去に制作された映画などを、新しく作り直すこと、または作り直された作品をいい映画、テレビ、コンピュータゲーム、音楽、ファッションなどの分野でも広く使われている。

(検討)

⇒リメイクは先行作品と、後発作品の二つがあるが、いずれも原作を同じとしており、それを表現する人や、技術・手法が異なるに過ぎない。トランスフォーマティブな表現が新たに追加されることも否定できないが、基本的に原作を同じとすることと、先行作品を上書きする（取って代わるもの）ものになるので、市場での同一性や影響は避けられないし、原作に忠実な以上はリメイクを批評・解説目的とは説明がつかない。したがって、原作者の許諾が必要な利用形態になると考えられる。

(5) コラージュ (仏: 英: collage)

コラージュとは現代絵画の技法の1つで、フランス語の「糊付け」を意味する言葉であり、様々なものをディスプレイに切り出して貼り付けることにより新たな表現や効果を生み出す方法や作品をいう。

(検討)

⇒分野によって呼ばれ方が異なり、音楽のコラージュはいわゆる「引用」と近い利用方法になり、写真のコラージュは「フォトモンタージュ」とも呼ばれる。これについても、モンタージュ事件であったように「引用」と解されている。

元の著作物を部分的に切り出して、自分の作品に盛り込むという行為という意味では、「引用」そのものといえ、その引用による「批評・解説・報道」といったような目的でのいわゆる必要な限度での利用方法等であれば、フェアユースとして傾きやすい方法であると考える。

以上